平成２７年（フ）第６３３号
名古屋市緑区大高町字東正地66番地　レオネクスト平和101、住民票上の住所名古屋市東区矢田１丁目８番３号　鶴田マンション２Ｂ号
債務者　本田　智久（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９４７号
東京都板橋区中丸町20―６―102
債務者　高子　健次
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４８号
東京都葛飾区水元４丁目７―11―303
債務者　赤間　康之
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４９号
東京都葛飾区水元４丁目７―11―303
債務者　赤間のぶ子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５３号
東京都足立区梅田５丁目２―14
債務者　兵藤　伴彦
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５４号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目３―25―205
債務者　志田　一恵
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５６号
東京都北区志茂２丁目11―１―209、住民票上の住所千葉県千葉市中央区本町３丁目２―３―201
債務者　鈴木優梨花（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５７号
東京都大田区仲六郷４丁目６―８―102
債務者　星　　まゆ
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５９号
東京都府中市白糸台４丁目22―２―201
債務者　原田　梅吉
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９６０号
東京都調布市下石原１丁目55―６―105
債務者　篠田　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９６１号
東京都調布市下石原１丁目55―６―105
債務者　篠田　礼子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９６６号
東京都東久留米市下里４丁目１―36―309
債務者　都坂　美芽
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９６７号
東京都江戸川区西小岩５丁目５―11―202
債務者　坪谷祐三郎
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９７０号
東京都江戸川区東小岩１丁目31―２
債務者　土屋美恵子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８２号
東京都調布市飛田給２丁目７―１―102
債務者　外間　正晃
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部